

政府情報システムに係る IPv6 対応の取組について

〔 2 0 1 1 年（平成 2 3 年）11 月 2 日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定 〕

「重点計画 2008」（2008 年（平成 20 年）8 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、「電子政府推進計画」（2006 年（平成 18 年）8 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 2008 年（平成 20 年）12 月 25 日改定）等の趣旨を踏まえ、引き続き政府情報システムに係る IPv6 対応の取組を進める。

各府省において、IPv6 対応のための計画等により、各情報システムの特性を踏まえて、対応すべき範囲、移行スケジュール等を具体化し、各情報システムの更改の時期等にも留意しつつ、IPv6 対応を進める。

特に、ウェブサイトや電子政府システムを始めとする外部と直接通信を行う情報システムについては、管理機関における IPv4 アドレスの通常在庫が既に枯渇し、電気通信事業者における在庫も近々枯渇することが想定され、今後、IPv6 アドレス利用者の増加が見込まれる状況を踏まえ、原則として、新たな開発や次期更改の際までに対応を図ることとする。

また、内閣官房において、総務省の協力を得て、当分の間、各府省における IPv6 対応の状況について、毎年フォローアップを行うこととする。